

ご注意ください！



エコファーマーマークの 使用はできません！

環境にやさしい技術を導入し、持続可能な農業に取り組む生産者を認定するエコファーマー制度ですが、これまでエコファーマーが名刺や農産物に表示していたエコファーマーマークは、**平成24年3月31日をもって一切使用できなくなりました。**



エコファーマーマークに関するQ&A

Q. エコファーマー制度はなくなったのですか？

A. なくなっていないです。上図のエコファーマーマークは使用できませんが、エコファーマーの制度は存続しています。また、「エコファーマー」という言葉を名刺に印刷したりすること等は問題ありません。

Q. 今後（平成24年4月1日以降）、これまでのマークを使ったら？

A. エコファーマーマークは商標登録されており、商標権者の意向に反してマークを使用した場合、商標権の侵害となります。今後は一切使用することはできません。

この件に関するお問い合わせは

宮城県 農林水産部 農産園芸環境課 環境保全班

TEL:022(211)2846/FAX:022(211)2849

E-mail: noenkan@pref.miyagi.jp